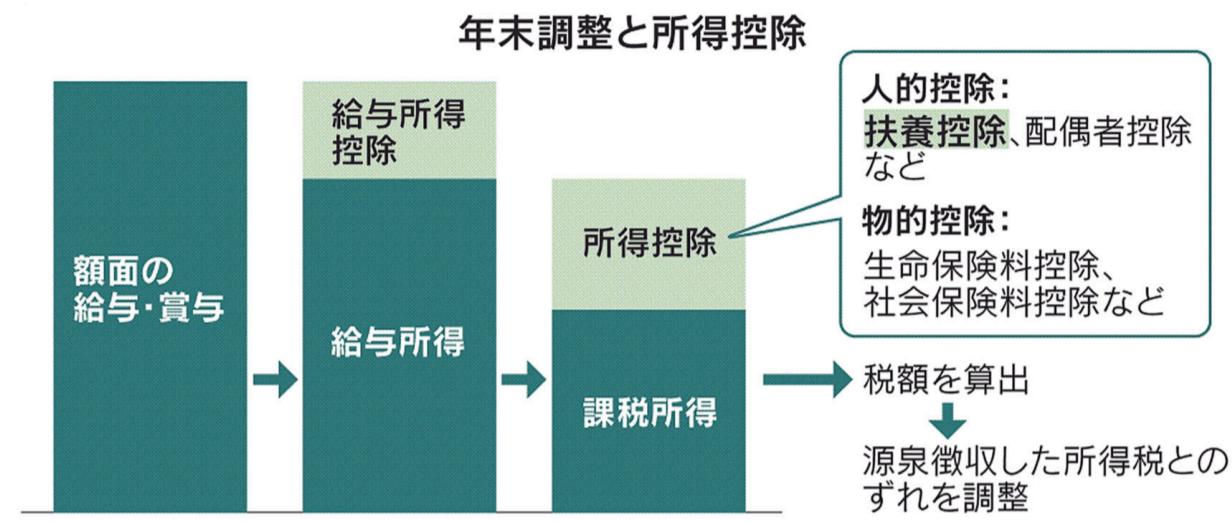


別居も対象、所得に制限

扶養控除の範囲



控除額	16~18歳	19~22歳	23~69歳	70歳以上
	38万円	63万円	38万円	48万円 または 58万円※

(注)年齢は12月31日で判断。※同居か別居かで金額が変わる

扶養控除の対象になる／ならない例

対象になる	対象にならない
■ 生活費を仕送りしている別居の親・きょうだい ■ 同居し生計が一緒の配偶者の親	■ アルバイト年収が120万円の大学生の子 ■ 満期保険金500万円を受け取り所得が48万円超の親

会社員が年末調整をする時期になりました。年末調整では申告書を作成し、その年の所得税の精算をします。税額に大きく影響する記載項目の一つが「扶養親族」です。対象となるのは同居の家族だけではありません。

Q 年末調整では何をするのですか。

A 会社員は通常、会社を通じて所得税を納めます。毎月の給料や賞与から会社が所得税を源泉徴収(天引き)しています。しかし、毎月払っている金額は正確ではありません。1年間に納めるべき金額とはズレが生じるため、年末調整で計算し直し、取り過ぎた分を会社員に返したり、追加で徴収したりします。

Q 所得控除とはどのようなものですか。

A 個人の事情を踏まえ税負担を減らす仕組みです。例えば扶養する家族が多い、本人や家族が病気などで多額の医療費がかかるといった場合には控除を増やし、税額を減らします。控除は15種類あり、扶養控除や配偶者控除などの人的控除と、生命保険料控除や社会保険料控除などの物的控除に分けられます。年末調整では多くの人が関係する所得控除を反映し、医療費控除などは確定申告で対応します。申告書に扶養する家族を記載するのは扶養控除を計算するためです。

Q 所得税の計算の仕方を教えてください。

A 所得税は会社員の給料などの収入の全額にかかるわけではありません。収入を得るためにかかる費用、いわば必要経費などを

差し引いた(控除した)「所得」が対象になります。会社員の場合にはまず給与収入に応じた給与所得控除を引き、さらに所得控除を引きます。残った金額が課税対象の所得となり、税率を掛けるなどして納める税額が決まります。

Q 所得控除とはどのようなものですか。

A 個人の事情を踏まえ税負担を減らす仕組みです。例えば扶養する家族が多い、本人や家族が病気などで多額の医療費がかかるといった場合には控除を増やし、税額を減らします。控除は15種類あり、扶養控除や配偶者控除などの人的控除と、生命保険料控除や社会保険料控除などの物的控除に分けられます。年末調整では多くの人が関係する所得控除を反映し、医療費控除などは確定申告で対応しま

す。申告書に扶養する家族を記載するのは扶養控除を計算するためです。

Q 扶養控除の対象になる条件

A ただし、年間の合計所得金額が48万円超の場合や16歳未満は該当しません。例えばアルバイトの給与収入が103万円を超える大学生の子どもは対象外です。配偶者は配偶者控除、配偶者特別控除という別の仕組みを使います。

Q 16歳未満が対象外なのなぜですか。

A 10年以上前までは「年少扶養控除」という16歳未満を対象とする控除がありました。ところが

Q 扶養控除によりどのくらい税が安くなりますか。

A 扶養控除に税率をかけた金額です。控除額は1人につき38万円が基本ですが、19~22歳は63万円と多くなっています。70歳以上は納税者と同居していると58万円、別居なら48万円です。

Q 対象となる人が漏れているケースもありますですね。

A 辻・本郷税理士法人の辻・本郷税理士によると「年末調整で誤って記載するケースは多い」そうです。例えば生活費を仕送りしている別居の親、同居している配偶者の親などは、扶養家族という意識が弱いかもしれません。「同じ1人の親を複数の子どもが扶養控除の対象にすることもできな

い」(ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士)ので注意が必要です。

(後藤直久)